

申立人が所有する避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の自宅土地建物の財物損害について、①自宅土地の事故当時の価格につき、同土地は、平成16年に実施された同町による分譲宅地の公募販売によって取得されたものであるが、売買契約で10年間の転売禁止の特約が付されるなどしており、その取得価格は時価よりも安いと考えられること、その周辺一帯は区画整備され上下水道も完備されていること等を踏まえ、取得価格から減価することなく宅地造成や外構工事等に要した費用の一部を加算して算定するとともに、②自宅土地建物の価値減少率につき、申立人は農業をするために移住しており、同土地の大部分が農地として利用されていたこと、申立人の生活圏には事故後6年間避難指示が解除されなかった地域が含まれていたこと等の事情を踏まえ、全損として賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 別紙物件目録記載1の土地の財物損害 | 1005万2611円 |
| (2) 別紙物件目録記載2の建物の財物損害 | 1653万5707円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、金2658万8318円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年9月25日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 鈴木由美）